

## 杉並区ヘルシーメニュー推奨店の拡充及び表示等改正業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

杉並区では、平成 26 年に施行された健康づくり推進条例の目標の一つである社会環境の整備の一環として、健康的な食生活を支援する「杉並区ヘルシーメニュー推奨店」を地域に増やしています。

区民の誰もが、自分にあった健康的な食事を選択できるように、区内飲食店やコンビニ等で提供する食事を栄養計算等により健康的なメニュー(以下、「ヘルシーメニュー」という。)へと提案し、創意工夫により表示を作成し区民にわかりやすく掲示及び普及を行います。

これら一連の業務については、専門的な知見と経験を有し、創造力、企画・開発力に優れ、地域に展開できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

杉並区ヘルシーメニュー推奨店の拡充及び表示等改正業務

#### (2) 業務内容

別紙 1 「杉並区ヘルシーメニュー推奨店の拡充及び表示等改正業務委託概要」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日 まで

#### (4) 事業規模 (概算額又は上限額)

三百万円

### 3 参加資格

次に掲げるすべての条件に該当することとします。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱 (平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号) に定める指名停止要件に該当していないこと。

(3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱 (平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号) に定める除外措置要件に該当していないこと。

(4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開

始の申立てがなされていないこと。

- (5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 提案業務又は類似する業務を引き続き2年以上営業していること。
- (7) 管理栄養士又は栄養士の資格を有する者を、業務責任者として配置できること。

#### 4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
実施要領の公表	平成29年2月20日（月）
質問受付	平成29年2月24日（金）午後5時まで
質問回答	平成29年3月1日（水）以降に杉並区役所ホームページにて公開します
企画提案書等提出期間	平成29年3月10日（金）午後5時（必着）
第一次審査 （書類審査）	平成29年3月15日（水）（予定） ※第一次審査を実施し、第二次審査の対象とする参加事業者を選定します。
第二次審査 （企画提案、ヒアリング審査）	平成29年3月23日（木）頃（予定） ※必要により実地調査を実施します。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、平成29年3月30日（木）までに通知します。

#### 5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、FAX又はE-mailにより提出してください。なお、質問書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレスを併記してください。

##### (2) 受付先

「10担当課」に同じ。

(3) 受付期限

平成 29 年 2 月 24 日（金）午後 5 時まで（必着）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成 29 年 3 月 1 日（水）以降に杉並区役所ホームページにて公開します。

(<http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、別紙「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 提出部数

ア 提出書類は、正本 1 部と副本 7 部をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、提出してください。

イ 副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

(4) 提出先

「10」に同じ。

(5) 提出期限

平成 29 年 3 月 10 日（金）午後 5 時 必着

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区ヘルシーメニュー推奨店の拡充及び表示等改正業務選定会議（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出された書類及びヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を選定します。

ただし、選定会議で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

ア 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	経営状況は良好か

業務遂行力	業務の遂行体制は妥当か スケジュール管理がきちんとできるか
業務実績	類似業務の請負実績があるか

イ 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
外食・中食を通じた健康づくり業務の理解度	社会経済の変化と食環境の実態を踏まえた、社会環境の整備への理解 杉並区の飲食店、コンビニの実態や健康的な食環境の整備における課題を理解しているか
業務に対する取り組み姿勢	区の基準や仕様書に基づき、業務を真摯に成し遂げるよう努力する姿勢と意欲があるか
提案内容の妥当性	地域や店の業種の特徴を捉えて、各店舗が主体的に区民の健康を応援するように担当者が働きかけを行うことができるか
	飲食店等の参加拡大及び表示改正が確実に執行するよう、計画性、具体性、実効性のある提案となっているか
	ヘルシーメニューの利用率が向上するような仕組みと働きかけに向けて効果的な実施手順や手法が取れるか
	独創的で特色あるアイデアが盛り込まれているか
資料調整能力	企画提案書は分かりやすいか
費用対効果	コストは妥当か
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明に説得力があるか</li> <li>・論理的か</li> <li>・質問の受け答えが的確か</li> </ul> (経営状況等及び企画提案に対する評価を含む。)

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定会議で第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定します。（2～3社程度）

イ 第一次審査の結果は、平成29年3月17日（金）午後5時までに通知します。

ウ 第二次審査（ヒアリング審査）※必要により実地調査を実施

第一次審査通過者に対し、選定会議が第二次審査を実施し、契約を締結する受託者候補者を選定します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

平成29年3月30日（木）までに通知します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求

めることができます。

## 8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

## 9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書については返却しません。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 本件は、平成29年度の予算案が、区議会にて成立した場合に契約を締結します。
- (8) 本件の契約期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月31日までの1年間ですが、選定会議において履行評価等の結果から業務が適切に行われていると判断した場合は、契約期間（1年間）を最大4回まで更新できるものとします。

ただし履行評価等の結果が良好であっても更新回数を減ずることがあります。

## 10 担当課（問い合わせ先）

杉並区杉並保健所健康推進課健康推進係 担当：渡邊  
所在地：杉並区荻窪5-20-1（杉並保健所2階）  
電話：03-3391-1355  
FAX：03-3391-1377  
E-mail：kenkosuisin-k@city.suginami.lg.jp

## 質 問 書

平成 年 月 日

杉並区保健福祉部杉並保健所長

所 在 地  
名 称  
代表者名  
担当者名  
所属・役職  
電話番号  
F A X 番号  
E-mail

杉並区ヘルシーメニュー推奨店の拡充及び表示等改正業務委託のプロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※ 質問書は、平成 29 年 2 月 24 日（金）午後 5 時までに、F A X 又は E-mail のいずれかで提出してください。

事務局：杉並区杉並保健所健康推進課健康推進係  
所在地：杉並区荻窪 5-20-1  
電 話：03-3391-1355  
F A X：03-3391-1377  
E-mail：kenkosuisin-k@city.suginami.lg.jp

## 企 画 提 案 書

平成 年 月 日

杉並区杉並保健所長 宛

杉並区が平成29年2月20日に公募した「杉並区ヘルシーメニュー推奨店拡充及び表示等改正業務」に係るプロポーザルに参加しますので、企画提案書及び下記添付書類を提出します。

なお、受託者候補者に選定された場合は、杉並区ヘルシーメニュー推奨店拡充及び表示等改正業務に係る契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

所 在 地

名 称

代表者名

印

記

- 1 本件業務の担当者及び連絡先  
担当者氏名：  
所属・役職：  
電話番号：  
FAX番号：  
E-mail：
  
- 2 添付書類及び提出部数  
別紙「提出書類一覧」のとおり

## 提出書類一覧

正本 1部 副本 7部 提出

No.	提出書類（例示）	提出欄 提出したものに「○」	区確認欄
1	（事業者概要） 事業概要、会社案内、		
2	（経営状況） 平成 27 年度分の財務諸表 （収支決算書、貸借対照表、損益計算書、 キャッシュフロー計算書、		
3	（業務遂行能力） 業務責任者の業務歴・資格、配置体制図、 業務従事予定職員の人員・資格 等		
4	（業務実績） 官公庁や民間での同種・類似業務の実績 一覧（発注者名、業務内容、金額、契約 期間、事業成果等）		
5	（企画提案内容） 企画提案書【様式 2-1】【様式 2-2】 ※【様式 2-2】については、任意の様 式で結構ですが、【様式 2-2】に掲げる 項目は、必ずご記入願います。		
6	（納税証明書） 納税証明書（法人税、法人事業税及び 地方法人特別税、消費税及び地方消費 税） ※国税及び地方税の未納がないことを 証明するもの ※発行後 3ヶ月以内のもの		
7	（費用対効果） 見積書（積算内訳書含む）		

## 注意事項

- ① 提出部数は、正本 1 部と副本 7 部をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、提出してください。
- ② 副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。
- ③ 提出書類は、A 4 縦とし、通しのページ番号を付けてください。
- ④ 見積書は任意様式とします。「杉並保健所長」宛てに提出してください。
- ⑤ 提出できない書類がある場合は、提出欄にその理由を記載してください。



杉並区ヘルシーメニュー推奨店の拡充及び表示改正等業務  
公開型プロポーザル企画提案書

1. 執行体制及び過去の実績等
(1) 本事業を執行するにあたっての執行体制と管理体制
(2) 官公庁や民間企業等での類似業務の実績
2 ヘルシーメニュー推奨店の拡充及び既存のヘルシーメニュー推奨店の表示改正業務について
(1) 区内の飲食店・コンビニの実態と健康的な食環境づくりに向けた課題
(2) (1) の課題や地域の特性を捉えて、店主の立場やニーズに配慮しつつ健康的な食事を提供する飲食店に主体的な参加を促すための、効果的なアプローチや工夫 (店主への勧誘手法、区民の目を引く表示媒体等)
(3) ヘルシーメニュー推奨店の拡充及び既存店の表示改正の年間目標数を達成するための具体的な執行体制やタイムスケジュール
(4) 区民が注目するヘルシーメニュー推奨店の表示等のアイデア
3 普及啓発について
(1) 区民にわかりやすい表示媒体として具体的な提案
(2) ヘルシーメニューの販売促進に向けた普及啓発の提案

## 杉並区ヘルシーメニュー推奨店の拡充 及び表示等改正業務委託概要

### 1 業務名

「杉並区ヘルシーメニュー推奨店の拡充及び表示等改正業務」に係る業務委託

### 2 履行期間

契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### 3 履行場所

杉並区内全域

### 4 業務目的

この事業は、健康づくり推進条例に基づく社会環境の整備の一環として、杉並区ヘルシーメニュー推奨店（以下、「ヘルシーメニュー推奨店」という）の拡充を図るものである。

この事業により、区民が自ら健康的な食事を選択できるように、区が定める基準を満たす健康的な食事（以下「ヘルシーメニュー」という）を提供する店を増やし、食環境を整備することを目的とする。

### 5 業務内容

(1) 杉並区ヘルシーメニュー推奨店実施要綱（以下「要綱」という。）（別紙 1）に基づくヘルシーメニューを提供する「ヘルシーメニュー推奨店」の新規店拡大に向けた活動。

#### ① 対象及び拡大店舗数の目標

区内の飲食店及びコンビニ等食事（お弁当を含む）を提供する店舗（以下「飲食店等」という。）年間新規登録 30 店の拡充を目指す。

#### ② 取組方法

別紙 2 流れ図 手順 1 のとおり

ア 飲食店等へヘルシーメニュー推奨店の新規店として参加への勧誘を行い、店主及び店員が自ら区民の健康を支える飲食店として活動する意欲を喚起する。

イ 申込のあった飲食店のヘルシーメニューの分量や栄養成分を分析し、メニューの開発及び表示媒体を作成する。

ウ 取り組んだ新たなヘルシーメニュー推奨店を訪ね、ステッカー及び表示媒体の掲示、ヘルシーメニューの提供等について店の実施状況を確認し、基準の維持及び区民への普及に向けてフォローを行う。

(2) 既存のヘルシーメニュー推奨店を、新規の基準や日本食品成分表 2015 年版

に基づき表示等を改正

① 対象

平成 13 年から平成 28 年までに認証済みのヘルシーメニュー推奨店（概ね 150 店舗）の中から、年間概ね 50 店舗

② 取組方法

別紙 2 流れ図 手順 2 のとおり

ア 飲食店等へ訪問し、新たな基準に基づき表示を変更することについての理解を求める。

イ 栄養表示については、メニューの分量を再度確認し、新たな日本食品標準成分表 2015 年版にて計算をなおし表示媒体を作製する。

ウ 表示媒体を飲食店主に届け、掲示や健康的な食事の区民への普及方法について指導及び支援を行う。

(3) 既存ヘルシーメニュー推奨店の基準維持へのフォローアップ

① 対象

メニュー変更や表示媒体の汚れや破損等により、表示媒体の再製が必要な店舗 年間概ね 10 店舗

② 取組方法

ヘルシーメニュー推奨店の基準維持に向けて、次の支援を行う。

ア 献立の変更等に伴う栄養計算及び表示の作成

イ 表示媒体の汚れ、破損による再製

(4) 研修の実施

事業者は、当該事業の従事者に対し研修を実施し、必要な知識や技術の向上を図ることとする。

(5) 健康管理

事業者は、従事者の健康管理に十分留意すること。

(6) 事業に関連する飲食店の情報、指導及び支援データの取扱

申込書、指導経過の記録、栄養計算データ、表示媒体、飲食店等の情報等事業に関するすべてのデータは、認証基準がそろった段階で、電子媒体、紙媒体に関わらず速やかに区に提出することとする。

## 6 業務履行の質の確保

受託事業者は、当該業務を実施するにあたり、業務の安定した履行を確保するため、様々な観点から、質を高める取組みを行うよう努めなければならない。

このため区は、「履行評価基準」に基づき、受託事業者の履行状況を評価するものとする。

## 7 事業報告及び評価

受託者は、受託業務の評価及び実績報告を、次のとおり行わなければならない。

(1) ヘルシーメニュー推奨店取組み状況等報告（毎月末〆、翌月 10 日締切）

各取組み店について、下記をセットにして報告する。

- ・ヘルシーメニュー推奨店申込書兼台帳
- ・取組スケジュール表
- ・相談記録
- ・栄養表示、栄養計算の根拠
- ・飲食店の表示媒体（メニュー写真、店の紹介を含む）
- ・ヘルシーメニュー推奨店取組状況報告書

(2) 年間の実績及び評価の報告（年度末）

## 8 特記事項

- (1) 営業活動及び特定の物品や事業者の宣伝は禁止する。
- (2) 企画・運営、ヘルシーメニューの決定、表示の作成等取組前、取組中など履行に関して区と十分協議をしながら進めること。
- (3) 履行の過程で収集した情報、栄養計算、表示媒体等の成果物、著作権は区に全て帰属するものとする。
- (4) 仕様書に定めた事項又は定めのない事項につき疑義が生じたときは、受託者と区で協議のうえ別途定めるものとする。

## 手順1 杉並区ヘルシーメニュー推奨店の認証基準を満たすための支援

※3, 4, 5, 6については、管理栄養士または栄養士による実施とする。

1 訪問 飲食店に訪問し、杉並区ヘルシーメニュー推奨店（以下、「ヘルシーメニュー推奨店」という）の主旨や事業の内容、実施方法について十分に説明し、自ら区民の健康を支える飲食店として活動する意欲を喚起させる。

2 受付 飲食店のヘルシーメニュー推奨店についての理解や取り組みの意思を確認したら、申込書に必要事項を記入してもらい、受付をする。今後のスケジュール等を説明し、訪問日程等の調整を行う。（フォーマットを使用する）

3 実施内容の相談調整 栄養表示を行うメニューや健康的な食事（以下「ヘルシーメニュー」という）の開発に向けての相談を行う。計量についての手順説明や準備についても事前に飲食店に説明をする。

4 計量 栄養成分表示を実施するメニュー等の栄養価を計算するために、料理に使用する食品の可食分について調味料を含め正確に計量する。必要に応じ塩分測定を行う。

5 栄養計算 計量した食品の栄養計算を行う。  
栄養計算等のデータを基に、担当保健センターにヘルシーメニューへの働きかけを協議する。

6 ヘルシーメニューの決定 計算した栄養価等をもとにして飲食店等の店長との相談のうえヘルシーメニューを決定し、表示についての相談を行う

7 ヘルシーメニュー表示媒体作成  
基準にあったヘルシーメニューが確定した後、表示媒体を店の希望に応じた表示方式で作成する。（フォーマットを使用する）

8 ヘルシーメニュー推奨店への申請処理  
申込書や表示媒体、1～7の経過及び報告書等を保健所に送り、最終確認を行う。

9 ヘルシーメニュー推奨店への表示媒体を店に届け、掲示を確認する  
ヘルシーメニュー推奨店のステッカーはじめ関連物品を配布する。  
保健所に報告書等を提出する。

10 ヘルシーメニュー推奨店の事後フォロー  
①認証後のヘルシーメニュー推奨店のステッカー、表示の掲示、ヘルシーメニューの提供について店が基準を維持しているか確認する。  
②創意工夫により、各ヘルシーメニュー推奨店のヘルシーメニューの利用拡大に向けて普及啓発を行う。

## 手順2 既存の杉並区ヘルシーメニュー推奨店の表示等改正業務

### 1 再認証に向けた既存店の実態把握

- ① 対象店のデータの確認
- ② 既存のヘルシーメニュー推奨店を訪問し、表示等の実施状況を確認する。



- ### 2 相談調整
- メンテナンスに向けて相談を行う。制度の説明を行い、計量メニューの候補を絞る。スケジュール等を説明し、訪問日程を調整する。  
これまでと同じメニューを実施する場合も、基本的には分量や塩分濃度の確認を行う。



手順1の4～10と同様

最終確認（保健所実施）

# 杉並区ヘルシーメニュー推奨店実施要綱

〔平成 14 年 1 月 17 日〕  
杉保推発第 316 号

改正 平成 20 年 3 月 27 日 19 杉並第 85081 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、杉並保健所（以下「保健所」という。）が健康都市杉並の実現に向けた取組の一環として、区民のメタボリックシンドロームの予防改善を始め健康的な食環境づくりを目指して実施するヘルシーメニュー推奨店の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等 この事業の対象となる、飲食店、惣菜販売店及び集団給食施設等をいう。
- (2) ヘルシーメニュー推奨店 別表に掲げるものをいう。

(事業内容)

第 3 条 この事業は、栄養・健康情報を提供し、メニューに栄養成分を表示し、かつ、ヘルシーメニューの開発及び提供を行う飲食店等をヘルシーメニュー推奨店として登録して区民への周知を図り、区民の健康的な食生活のための環境づくりを行うことを内容とする。

(申込み)

第 4 条 ヘルシーメニュー推奨店の申込みをしようとする飲食店等は、ヘルシーメニュー推奨店申込書（第 1 号様式）に必要事項を記入して、杉並保健所長（以下「所長」という）に申込みものとする。

(相談及び支援)

第 5 条 前条の申込みを受けた所長は、栄養士を派遣し、飲食店等の栄養表示及びヘルシーメニューの開発について相談及び支援を行う。

2 前項の栄養士による相談及び支援については、委託により行うことができる。

(登録及び認証の方法)

第 6 条 所長は、当該飲食店等が別表に定めるヘルシーメニュー推奨店の必要条件を満たしているか否かを別に定める基準により確認し、次のとおり処理するものとする。

(1) 別表のレベル 1 又はレベル 2 に該当する場合

ヘルシーメニュー推奨店として登録し、別に定めるステッカーを交付するものとする。

(2) 別表のレベル 3 に該当する場合

ヘルシーメニュー推奨店として認証して登録した上、別に定めるステッカーを交付するものとする。

2 所長は、前項第2号に該当する飲食店等に対し、認証書（第2号様式）を交付するものとする。

3 認証書の有効期限は、認証を受けた日から3年間とする。

（再認証）

第7条 所長は、認証の期限が満了したときは、再度、別に定めるチェックリストを用い、実施状況を確認した上で、再認証を行うことができる。

（登録後の相談・支援）

第8条 所長は、ヘルシーメニュー推奨店が実施する当該事業内容について、必要に応じてヘルシーメニュー推奨店に対し相談及び支援を行うものとする。

（登録内容の変更届）

第9条 所長は、ヘルシーメニュー推奨店に所在地又は屋号等の登録内容に変更が生じたときは、実施状況を確認し、ヘルシーメニュー推奨店登録内容変更届（第3号様式）の提出を求め、必要に応じて認証書を再交付する。ただし、基準を満たさなくなったものと判断したときは、登録を取り消すことができる。

（区民への周知及び登録の勧奨）

第10条 所長は、ヘルシーメニュー推奨店の区民等への周知を図るとともに、食品衛生講習会及び関係団体等を通じて、飲食店等への登録の勧奨に努めるものとする。

（委 任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月27日19杉並第85081号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）ヘルシーメニュー推奨店の区分

区分	内容	必要条件	登録等
レベル 1	健康の維持増進に役立つ栄養や健康に関する情報を提供する飲食店等として登録するもの。	1 栄養・健康情報	登録
レベル 2	レベル1に加え、栄養成分表示を行う飲食店等として登録するもの。	1 栄養・健康情報 2 栄養成分表示	登録
レベル 3	レベル2に加え、バランスの取れたメニューを開発し、提供する飲食店等として保健所が認証し登録するもの。	1 栄養・健康情報 2 栄養成分表示 3 ヘルシーメニューの開発	認証 登録